

○立命館小学校学則

2005年1月28日

規程第687号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、学校教育法にもとづき、立命館小学校に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本校は教育基本法および学校教育法に則り、総合学園立命館における教育機関として、初等普通教育を行い、児童の学力と人格の形成につとめ、社会の有為な形成者を養成することを目的とする。

(名称)

第3条 本校は、立命館小学校という。

(位置)

第4条 本校は、京都府京都市北区小山西上総町22番地に置く。

(収容定員)

第5条 本校の収容定員は、720名とする。

(学校評価)

第6条 校長は、本校の教育活動および学校運営の状況について自己評価を行う。

- 2 校長は、前項に定める自己評価の結果をふまえて学校関係者評価を行う。
- 3 校長は、自己評価および学校関係者評価の結果を公表する。
- 4 校長は、自己評価および学校関係者評価の結果を理事長に報告する。

(学校評議員)

第7条 本校に学校評議員を置く。

- 2 学校評議員に関する必要な事項は、学校評議員規程による。

第2章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第8条 本校の修業年限は、6年とする。

(学年)

第9条 学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律によって休日とされる日
- (2) 日曜日
- (3) 土曜日のうち、校長が定める日
- (4) 学園創立記念日
- (5) 春季休業日 4月1日から4月6日まで
- (6) 夏季休業日 7月21日から8月26日まで
- (7) 冬季休業日 12月23日から翌年1月6日まで
- (8) 学年末休業日 3月23日から3月31日まで
- (9) 前各号に掲げるもののほか、校長が教育上特に必要と定める日

2 教育上必要がある場合には、前項にかかわらず休業日を授業日に変更して授業を行うことがある。

3 非常変災その他の事情により、校長が必要と認めた場合は、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程及び授業日数

(教育課程)

第12条 教育課程は別表1に定める。

2 教育課程は、小学校学習指導要領の基準に基づき編成する。

(授業日数)

第13条 授業日数は、185日以上とする。

第4章 学習の評価・評定及び課程の修了、卒業

(学習評価・評定)

第14条 学習評価は、平素の成績と考査等を総合して学年末に行う。

2 学習の評価および評定に関する必要な事項は、別に定める。

(課程の修了)

第15条 各学年の課程の修了は、別に定めるところにより校長が認定する。

2 各学年の課程の修了認定は、学年末に行う。

(原級留置)

第16条 校長は、教育上必要があると認められる場合は、別に定めるところにより、原級に留め置くことがある。

(卒業認定)

第17条 校長は、全学年の教育課程を修了した者に対し、卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

第5章 職員組織

(職員組織)

第18条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 教頭
- (4) 主幹教諭
- (5) 教諭
- (6) 養護教諭
- (7) 司書教諭
- (8) 講師
- (9) 事務長
- (10) 事務職員
- (11) その他必要な教職員

2 前項に定めるもののほか次の者を置く。

- (1) 学校医
- (2) 学校歯科医
- (3) 学校薬剤師

(校務の運営)

第19条 本校の運営は、学校法人立命館の設置する小学校、中学校および高等学校運営規程による。

第6章 入学、退学、転学、休学等

(入学資格)

第20条 本校の第1学年に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、かつ、入学者の選抜に合格した者とする。

(1) 市区町村長から就学通知書を受けた年齢満6歳以上の者

(2) 校長が入学資格を認めた者

(入学志願)

第21条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書のほか別に定める書類および入学検定料を添えて校長に願出しなければならない。

2 入学検定料の納付に関する必要な事項は、別に定める。

(入学者の選抜)

第22条 入学志願者に対し、入学者選抜要項により入学者の選抜を行う。

2 前項の選抜による合格者は、校長が決定する。

(入学許可)

第23条 入学者の選抜に合格した者は、所定の期日までに入学金を納付し、別に定める書類を提出しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 入学金の納付に関する必要な事項は、別に定める。

(保護者)

第24条 入学者の選抜に合格した者の親権者または後見人は、保護者として届け出たうえ、誓約書を提出しなければならない。

2 保護者は、学校の教育活動に協力しなければならない。

3 保護者は、住所や氏名などの届出内容を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4 保護者が死亡または失踪したとき、新たな保護者は速やかに届け出なければならない。

(編入学)

第25条 校長は、教育上支障がないと認められる場合は、第2学年以上の相当の学年に編入学を許可することができる。

2 編入学に関する必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第26条 校長は、特別の事情があり、教育上支障がないと認められる場合は、第2学年以上の相当の学年に転入学を許可することができる。

2 転入学に関する必要な事項は、別に定める。

(編転入学資格)

第27条 編入学または転入学できる者は、相当年齢に達し、校長が前各学年の課程を修了

したと同等以上の学力があると認めた者とする。

(編転入学の志願、選抜、入学手続き、保護者)

第28条 編入学および転入学については、第21条から第24条までを準用する。

(休学)

第29条 児童が疾病その他やむを得ない事情により休学しようとするときは、校長に願い出なければならない。

2 校長は、前項の願い出が正当であると認めた場合は、休学を許可することができる。

3 休学期間を超えても復学できないときは、校長は退学を命じることがある。

(復学)

第30条 休学中の児童が復学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学)

第31条 児童が他の学校に転学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第32条 児童が疾病その他やむを得ない事情により退学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第33条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

- (1) 授業料、教育充実費または在籍料を納めない者
- (2) 休学期間を超えてなお復学しない者
- (3) 休学期間終了日までに所定の手続をとらなかった者
- (4) 入学手続き完了者で、就学意思がない者
- (5) 死亡した者もしくは行方不明になった者

第7章 学費等

(授業料等及びその他納付金)

第34条 授業料等とは、授業料および教育充実費をいう。

2 入学検定料、入学金、授業料等および在籍料（以下、「学費等」という。）の額は別表2に定める。

(学費等の納付)

第35条 保護者は、児童の在学中、所定の期日までに授業料等を納付しなければならない。

- 2 保護者は、休学を許可された場合、在籍料を納付しなければならない。
- 3 特別な事情のある場合は、別に定めるところにより、授業料等を減免することがある。
- 4 学費等の納付に関する必要な事項は、別に定める。

(学費等の返還)

第36条 すでに納入した学費等の納付金は、返還しない。

- 2 前項にかかわらず、退学、転学、除籍、休学、休学取消し、休学期間の延長または休学期間の短縮があった者については、授業料等または在籍料に相当する既納付額を返還することがある。

第8章 賞罰

(表彰)

第37条 校長は、学業及び学校生活などにおいて他の児童の模範となる児童に対し、表彰することがある。

(懲戒および特別な指導)

第38条 校長および教員は、教育上必要があると認めるときは、児童に懲戒および特別な指導を行うことができる。

- 2 懲戒のうち、訓告および退学の処分は、校長が行う。ただし、退学の処分の場合、校長は総長の了承を得る。

(出席停止)

第38条の2 校長は、他の児童の修学に著しく妨げがあると認める児童があるときは、総長の了承を得て、その保護者に対して、当該児童の出席停止を命じることがある。

(賠償)

第39条 児童が本校の施設、設備または備品を破損または紛失した場合、保護者に賠償を求めることがある。

- 2 保護者は前項により賠償を求められたときは、速やかに賠償しなければならない。

第9章 改廃

(改廃)

第40条 この学則の改廃は、理事会において決定する。

附 則

- 1 この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。
- 2 この学則は、2006年3月24日京都府知事認可の日から施行する。

附 則 (2008年3月28日理事会第65号および2008年5月12日京都府知事届出受理に

よる休業日の変更、教職員の変更、学費納入に関する変更、学費減免に関する条文の追加および教育課程変更に伴う一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行し、2008年度以降の新生・在校生から適用する。

附 則 (2011年3月25日理事会第67号及び2011年5月11日京都府知事届出受理による、章立て・学籍事項等の整理に伴う変更、教育課程の変更に伴う別表1の変更および納付金の表記の見直しに伴う別表2の変更)

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則 (2012年3月23日理事会第69号及び2012年5月8日京都府知事届出受理による、教育課程の変更に伴う別表1の変更)

この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2012年11月30日理事会第33号および2013年3月28日京都府知事届出受理による、懲戒に関する事項の見直しおよび出席停止の追加に伴う一部変更)

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則 (2014年3月28日理事会第55号および2014年4月30日京都府知事届出受理による学期の見直しに伴う変更)

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則 (2016年3月25日理事会第46号教育課程の変更による別表1および授業料等の返還方法の変更に伴う一部変更)

この学則は、2016年4月1日から施行する。

附 則 (2017年3月24日教育課程表の変更に伴う一部変更)

この学則は、2017年4月1日から施行する。

附 則 (2020年1月24日教育課程表の変更に伴う一部変更)

この学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (2022年1月28日授業日数の変更に伴う一部変更)

この学則は、2022年4月1日から施行する。

別表1 (第12条関係)

教育課程表

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
国語	306	315	245	245	175	175
社会			85	90	105	105
算数	170	175	175	175	185	185

理科			90	105	105	105
生活	102	105				
音楽	68	70	70	60	60	60
図画工作	68	70	70	60	60	60
家庭					60	60
体育	102	105	105	105	90	90
英語	68	70	105	105	105	105
情報	34	35	35	35	35	35
道徳	34	35	35	35	35	35
特別活動	34	35	35	35	35	35
総授業時間数	986	1015	1050	1050	1050	1050

別表 2 (第34条関係)

(1) 入学検定料

(単位：円)

区分	金額
入学、編入学、転入学	20,000

(2) 入学金

(単位：円)

区分	金額
入学、編入学、転入学	300,000

(3) 授業料等 (年額)

(単位：円)

名称	金額
授業料	800,000
教育充実費	200,000

(4) 在籍料 (月額)

(単位：円)

名称	金額
在籍料	1,000